

長崎労働局発表  
平成24年11月2日

担	長崎労働局労働基準部監督課 課 長 田沼 久志 設定改善指導官 佐々木博史
当	電話 095-801-0030

## 11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です

長崎県の労働時間の現状をみると、平成23年における総実労働時間は1,876時間で全国平均(1,747時間)と比較し129時間長くなっております(別表1)。県内の労働基準監督署が実施した監督指導結果においても、労働時間、割増賃金にかかる違反が認められるなど(別表2)、依然として長時間労働、賃金不払残業の実態が窺えるところで(昨年度延べ1,152件)。

これらの問題の解消のためには、使用者が適正に労働時間を把握することはもとより、労働者や労働組合等のすべての関係者の一体となった取組が求められます。

このため、長崎労働局では、11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間とし、長崎県と合同で、県内主要労使団体に対する協力要請を行うなどの取り組みを集中的に行います。

- 1 県内の主要労使団体に対する協力要請(長崎労働局と長崎県が合同要請)
- 2 広報誌・ホームページ等による周知・啓発(長崎労働局)
- 3 重点監督等の実施(長崎労働局・労働基準監督署)

キャンペーンの概要については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 キャンペーン実施期間

平成24年11月1日(木)から同年11月30日(金)までの1か月間

#### 2 重点的に取組を行う事項

- (1) 労働時間の適正な把握の徹底
- (2) 時間外・休日労働に関する労使協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (3) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- (4) 年次有給休暇の取得促進

#### 3 主な実施事項

##### (1) 協力要請

県内の主要な労使団体に対し、傘下の企業及び労働組合において労働時間の適正化とワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組が実施されるよう協力要請を長崎県と合同で行います。

組 織 名	要請日時	要 請 場 所
長崎県経営者協会	11月5日(月) 9:15~9:45	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル8階会議室
長崎県中小企業団体中央会		
日本労働組合総連合会 長崎県連合会		
長崎県商工会議所連合会	11月6日(火) 9:00~9:30	長崎市桜町4-1 長崎商工会館2階談話室
長崎県商工会連合会		

## (2) 周知・啓発

関係機関に対しリーフレットを配布し、広報誌への掲載などによる周知への協力を求めるとともに、長崎労働局のホームページにおいて周知・啓発を図ります。

## (3) 重点監督等の実施

長崎労働局管内の労働基準監督署において、時間外労働協定の適正化に係る窓口指導を徹底するとともに、長時間労働抑制と労働時間管理の適正化を図るため、重点的に監督指導を実施します。

## 4 取材申込み

上記3(1)県内の主要労使団体に対する協力要請について取材を申し込まれる方は、事前に長崎労働局監督課(095-801-0030 担当佐々木)まで御連絡願います。

## 平成23年 労働者1人平均年間総実労働時間等の状況(全国)

事業所規模5人以上

調査産業計	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)
全国平均	1,747	1,627	120	228
1 長崎	1,876	1,734	142	245
2 岩手	1,870	1,746	124	244
3 山形	1,864	1,736	127	239
4 青森	1,858	1,745	113	246
5 岡山	1,844	1,709	136	236
6 熊本	1,840	1,728	112	241
7 大分	1,840	1,727	113	240
8 福島	1,838	1,727	112	239
9 愛媛	1,831	1,716	115	241
10 宮崎	1,829	1,733	96	244
11 佐賀	1,825	1,720	106	239
12 香川	1,823	1,704	119	239
13 新潟	1,820	1,708	113	238
14 富山	1,817	1,700	116	235
15 福井	1,812	1,709	103	238
16 沖縄	1,810	1,714	96	241
17 鳥取	1,808	1,721	88	238
18 鹿児島	1,808	1,704	104	241
19 栃木	1,804	1,669	134	232
20 山口	1,801	1,679	122	235
21 広島	1,800	1,667	133	233
22 山梨	1,800	1,680	120	232
23 秋田	1,799	1,703	96	240
24 北海道	1,799	1,686	113	240
25 石川	1,796	1,686	110	234
26 福岡	1,794	1,676	118	236
27 群馬	1,789	1,669	120	230
28 長野	1,787	1,681	106	235
29 高知	1,787	1,678	109	236
30 茨城	1,781	1,638	143	228
31 静岡	1,777	1,638	139	228
32 島根	1,774	1,668	106	238
33 岐阜	1,768	1,651	116	230
34 宮城	1,765	1,656	109	232
35 徳島	1,757	1,658	98	232
36 東京	1,752	1,618	134	221
37 愛知	1,745	1,606	139	223
38 大阪	1,742	1,627	115	227
39 滋賀	1,732	1,600	132	224
40 三重	1,720	1,602	118	224
41 和歌山	1,718	1,625	94	233
42 兵庫	1,710	1,577	133	226
43 京都	1,688	1,577	112	223
44 埼玉	1,676	1,566	110	221
45 千葉	1,674	1,564	110	222
46 神奈川	1,662	1,529	133	216
47 奈良	1,633	1,547	86	222

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

## 監督指導等において指摘した主要な法違反

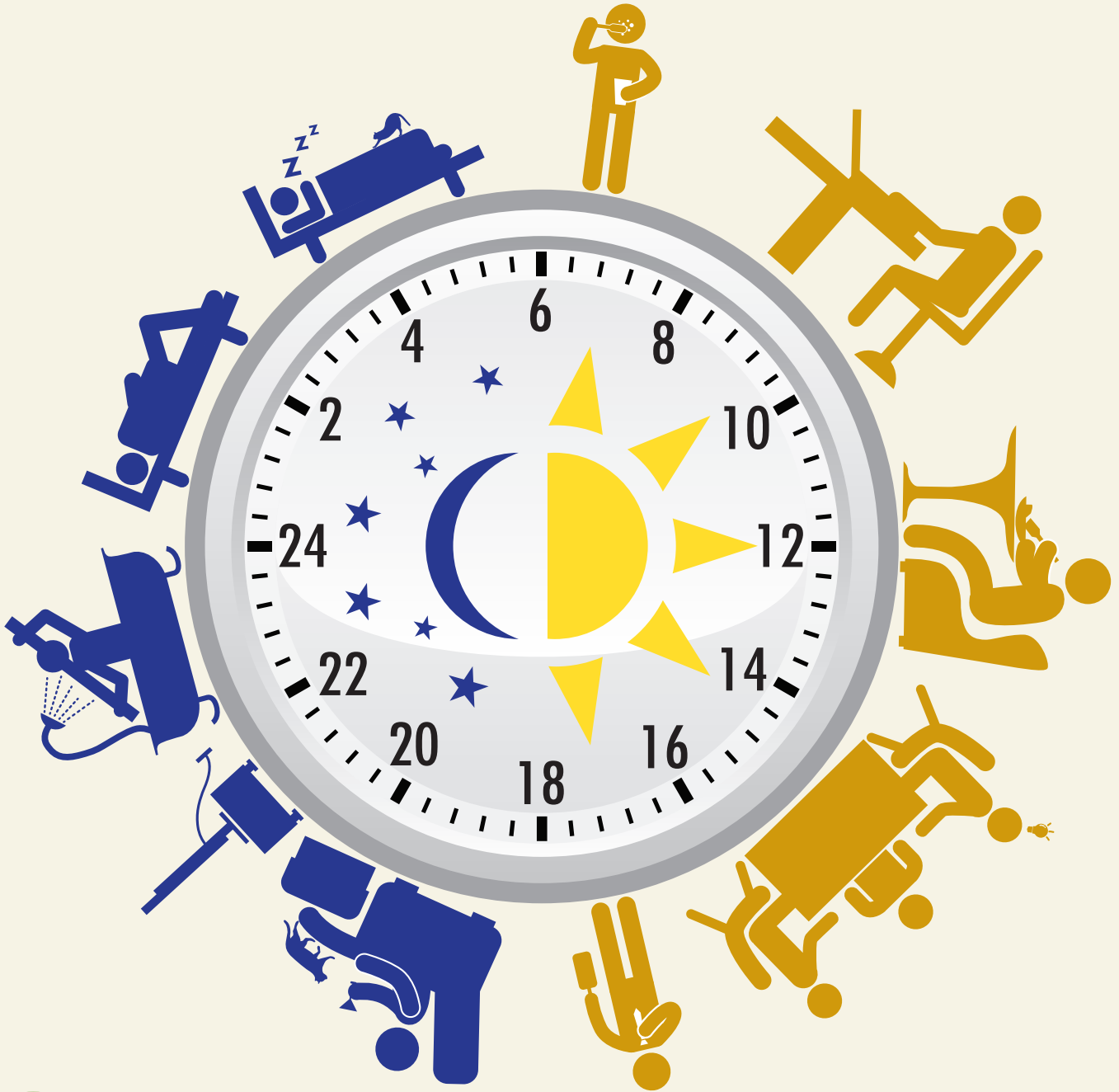
## 労働基準法関係

	24条	32条	35条	37条
	賃金不払	労働時間	休日	割増賃金
平成19年	69件	573件	42件	532件
	3.3%	27.7%	2.0%	25.7%
平成20年	37件	453件	37件	356件
	2.3%	28.0%	2.3%	22.0%
平成21年	79件	328件	28件	322件
	4.6%	19.0%	1.6%	18.6%
平成22年	67件	435件	32件	384件
	2.8%	18.5%	1.4%	16.3%
平成23年	76件	554件	64件	458件
	3.1%	22.4%	2.6%	18.5%

上段：違反件数  
下段：違反率

# みなおします。 わたしの仕事、わたしの時間。

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？  
ほとんどの日は仕事で終わっていませんか？  
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。  
この機会に一度、みなおしてみませんか？



11月  
は

労使がともに協力し労働時間の短縮を～過重労働、賃金不払残業をなくしましょう～

「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日(木)～11月30日(金)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は

# 「労働時間適正化キャンペーン」

期間です。



## 現状の課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が増加に転じるなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。



長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。



## 問題の解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。<sup>※1</sup>

### 過重労働による健康障害を防止するために <sup>※2</sup>

#### ①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、限度基準<sup>※3</sup>に適合したものとすることが必要です。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

#### ②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

### 賃金不払残業を解消するために <sup>※4</sup>

- ① 労働時間適正把握基準<sup>※1</sup>を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月、厚生労働省)

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

